

様式3

助産所開設届出書（非助産師開設）

大阪市保健所長 様

令和 年 月 日

(〒 —)
開設者住所.....
.....
氏名.....
.....

(法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者の職名・氏名)

下記のとおり助産所を開設しましたので医療法施行令第4条の2及び同法施行規則第3条の規定により届出します。

1. 開設者の 住所・氏名	住 所	(〒 —)		
	氏 名	(フリガナ)		
	電 話	()		
2. 助産所の 名 称	(フリガナ)			
3. 開設の場所	開設場所	(〒 —)		
	電 話	()	F A X	()
4. 開設許可	開設許可年月日	令和 年 月 日		
	開設許可番号	第 号		
5. 開設年月日	令和 年 月 日			
6. 分娩の取扱	a 分娩を取り扱う ・ b 取り扱わない ※（該当する記号を○で囲む）			
7. 管理者の 住所・氏名	住 所	(〒 —)		
	氏 名	(フリガナ)		
	電 話	()		

(注) 開設の場所の電話番号等は、医療機能情報提供制度により届出する項目となっております。

保健福祉センター受付印	大阪市保健所受付印	施設番号

様式 3

8. 管理者が他に開設、管理する助産所、及び勤務する病院、診療所、助産所	他に開設している助産所の開設場所、名称		開設場所 名 称	(〒 —)										
	他に管理している助産所の開設場所、名称		開設場所 名 称	(〒 —)										
	他に勤務している病院、診療所、助産所の開設場所、名称		開設場所 名 称	(〒 —)										
9. 業務日及び業務時間	業 務 日										業務時間		休業日	
	月	火	水	木	金	土	日	祝						
										:	～	:		
										:	～	:		
10. 業務に従事する助産師（管理者を含む）の氏名及び勤務日・勤務時間	氏 名		勤 務 日							勤務時間				
			月	火	水	木	金	土	日			祝		
	(フリガナ)											:	～	:
												:	～	:
	(フリガナ)											:	～	:
												:	～	:
	(フリガナ)											:	～	:
												:	～	:
11. 嘱託医師の住所・氏名及び診療科目	住 所		(〒 —)											
	氏 名		(フリガナ)											
	電 話		()											
	診療科名		a 産科 ・ b 産婦人科 ※（該当する記号を○で囲む）											
	上記の嘱託医師に代えて、定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目	所 在 地		(〒 —)										
		名 称		(フリガナ)										
電 話		()												
診療科名		a 産科 ・ b 産婦人科 ※（該当する記号を○で囲む）												
12. 嘱託医師による対応が困難な場合のために定めた嘱託病院又は有床診療所の所在地・名称及び診療科目	所 在 地		(〒 —)											
	名 称		(フリガナ)											
	電 話		()											
	診療科名		a 産科と小児科（新生児の診療を行う小児科） b 産婦人科と小児科（新生児の診療を行う小児科） ※（該当する記号を○で囲む）											

(注) 「分娩を取り扱わない」場合は、11・12については記載不要。

様式 3

(参考法令 1)

○医療法第 19 条

助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

○医療法施行規則第 15 条の 2

- (1) 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第 19 条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うこと嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。
- (3) 助産所の開設者は、嘱託医師による第 1 項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

(参考法令 2)

○医療法第 14 条（助産所の入所妊婦等の制限）

助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を入所させてはならない。

○医療法施行規則第 10 条（管理者の遵守すべき事項）

助産所の管理者は、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 1 妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 2 入所室でない場所に妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。（以降省略）

○医療法施行規則第 17 条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 5 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

- ・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

○医療法第 20 条（清潔保持等）

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

○医療法第 27 条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

○医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。

○医療法第 6 条の 3（情報の報告及び書面の閲覧）

助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を助産所所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を助産所において閲覧に供しなければならない。

○医療法第 6 条の 7（助産師等に関する広告の制限）

助産師の業務又は助産所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

- 2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないように、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
 - 二 誇大な広告をしないこと。
 - 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。（以降省略）

○医療法施行令第 4 条第 3 項（開設者の住所等の変更の届出）

助産所を開設した助産師は、法第八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

13. 添付書類

- (1) 管理者の助産師の免許証の写し（原本照合が必要）並びに履歴書
 - (2) 業務に従事する助産師の免許証の写し（原本照合が必要）並びに履歴書
 - (3) 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」
 - (4) 嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」
 - (5) 勤務先管理者（院長）の同意書（管理者が他の病院等に勤務している場合）
- (注)「分娩を取り扱わない」場合は、(3)、(4)については添付不要。